

組織運営の仕組み

ガバナンス態勢 44

JFC 2012

基本的な考え方

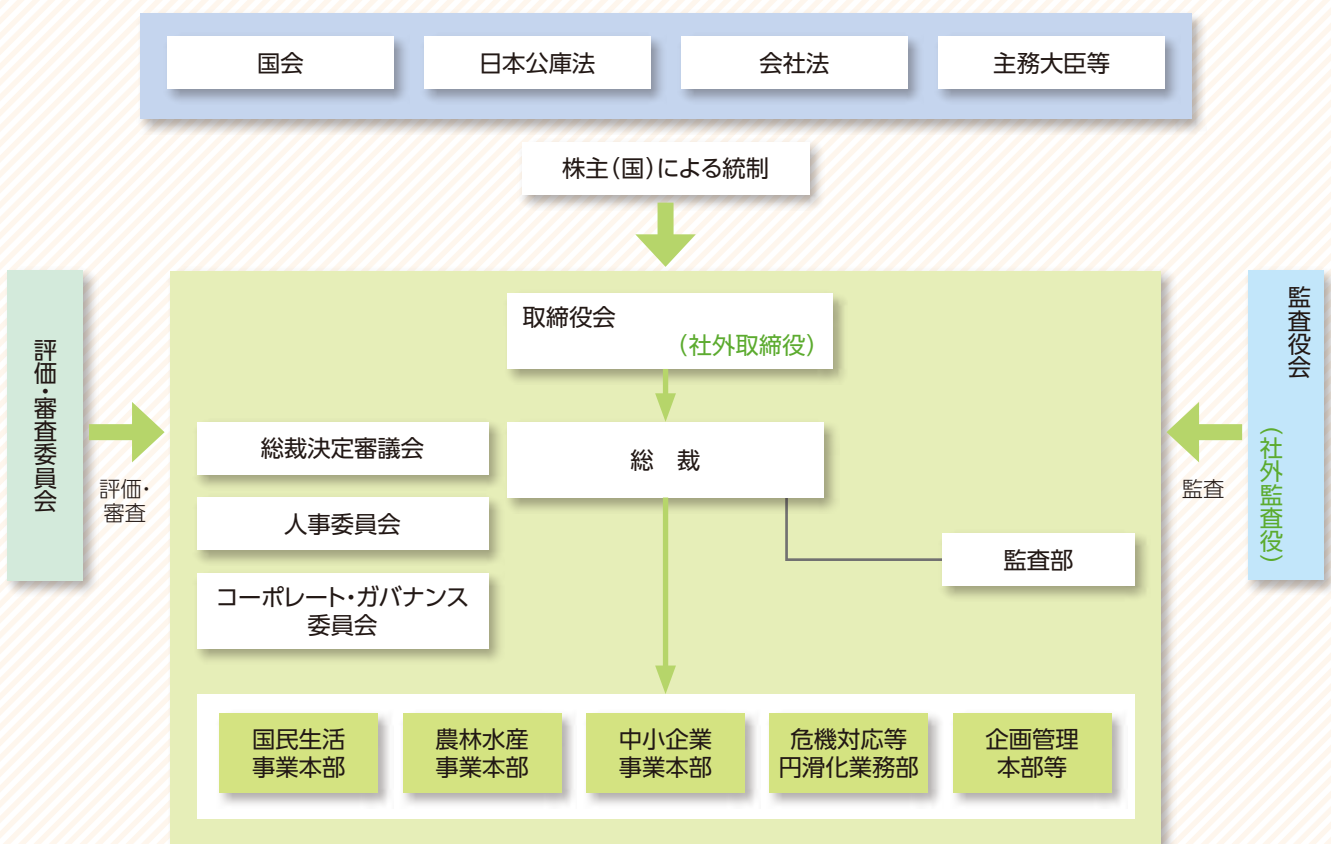
政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営を行います。経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組めます。

「透明性・公正性・迅速性」の実現のため、外部からの評

価・審査(評価・審査委員会)ならびに内部及び外部の監査(監査部、監査役会、会計監査人)を受ける態勢を構築しています。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しています。

ガバナンス体制



1 国による統制

日本公庫は、一般の株式会社とは異なり、発行済株式の総数を政府が常時保有することが法定されているなど、国による強い統制^(注)を受ける特殊会社です。

(注) 国による統制

- 株主としての統制(会社法等)
- 主務省等による統制(金融庁・会計検査院検査を含みます。)
- 国会による統制(予算等)

2 取締役会

日本公庫の取締役会は、18名の取締役で構成しており、うち2名を社外取締役(非常勤)としています。取締役会

は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役が職務の執行状況を定期的に報告しています。

3 監査役会

日本公庫の監査役会は4名で構成しており、うち3名を社外監査役としています。監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な会合等を通じて、取締役の職務執行等を監査しています。

4 評価・審査委員会

日本公庫は、政府の決定（政策金融改革に係る制度設計）に基づき、政策目的に沿った事業が効率的に行われているかどうかという観点から業務及び運営の評価・審査を行うほか、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行うため、外部有識者による評価・審査委員会を設置しています。

評価・審査委員会では、日本公庫全体及び事業本部ごとの業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行

に責任を負う取締役の業績評価ならびに取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行います。なお、業務及び運営に関する評価・審査の基準及び結果は、外部に公表しています。

評価・審査委員会の委員は、外部の有識者及び社外取締役からなる「評価・審査委員」ならびに日本公庫の業務に関して専門的な知見を有する外部の有識者からなる「専門委員」によって構成されています。

評価・審査委員会名簿

（五十音順、敬称略）、平成24年7月4日現在）

【評価・審査委員】

角 紀代恵	立教大学法学部教授
早川 祥子	元株式会社資生堂コミュニケーションセンター所長 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
藤田 耕三	弁護士 元広島高等裁判所長官
三木 啓史	東洋製罐株式会社代表取締役会長 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
◎三村 明夫	新日本製鐵株式会社代表取締役会長
森 一夫	日本経済新聞社特別編集委員
○吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

【専門委員】

岡田 秀二	岩手大学農学部教授
生源寺 眞一	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
中田 真佐男	成城大学経済学部教授
根本 忠宣	中央大学商学部教授
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授、商学部長

（◎は委員長、○は委員長代理）

開催実績

（主な議事内容）

- 2011年度第1回（2011年4月19日）
 - ・ 2010年度役員業績評価について
 - ・ 2011年度業務運営計画の報告について
 - ・ 役員候補者の評価・審査について
- 2011年度第2回（2011年7月11日）
 - ・ 2010年度業績評価報告書について
 - ・ 2011年度業績評価基準について
 - ・ 退職役員の業績勘案率について
- 2011年度第3回（2011年11月22日）
 - ・ 2011年度業務運営計画中間レビューについて

5 総裁決定審議会

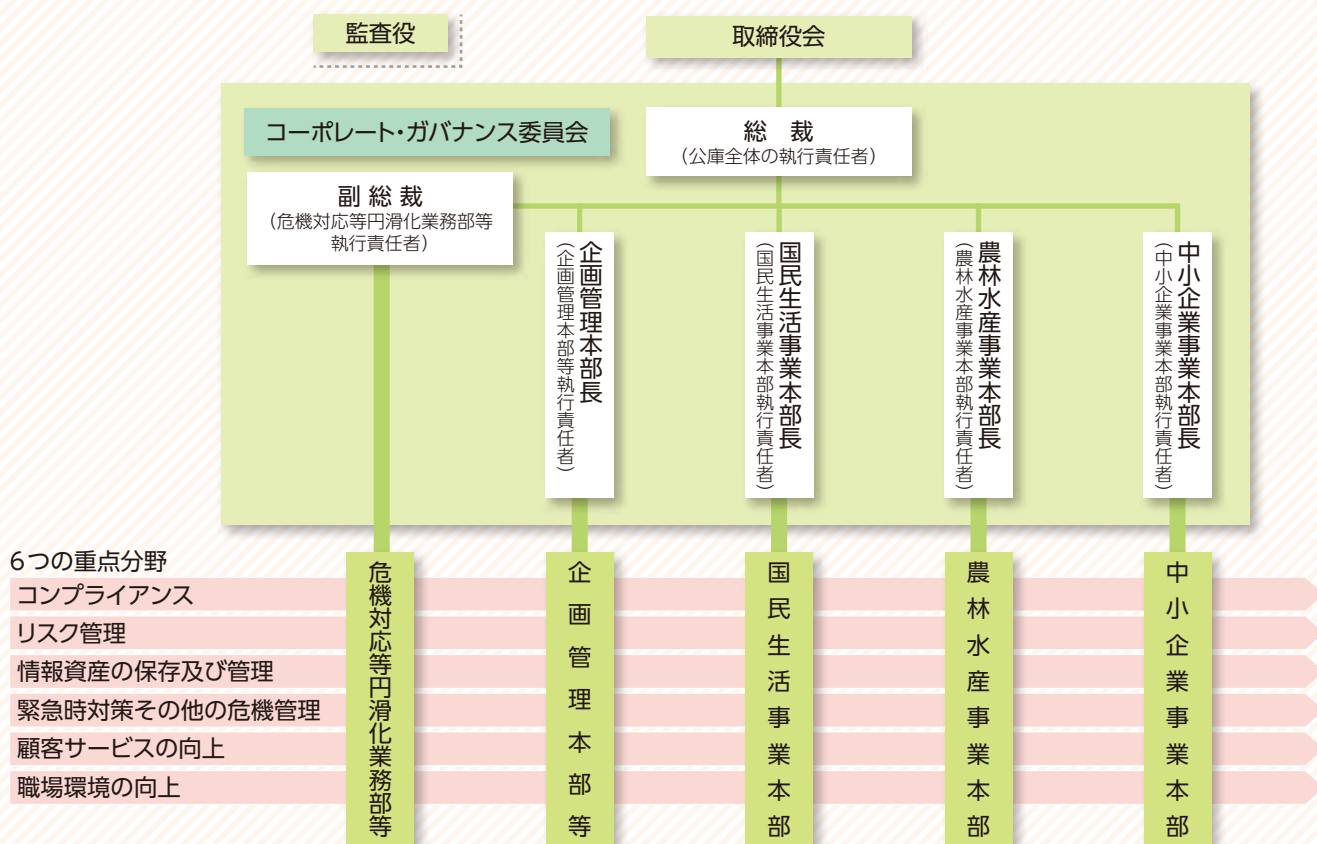
総裁の諮問により、日本公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、ならびに報告を受ける総裁決定審議会を設置しています。

6 コーポレート・ガバナンス委員会

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。日本公庫では、事業本部等^(注)ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしています。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しています。

コーポレート・ガバナンス委員会は、6つの重点分野に関する事項のうち、公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議します。

(注) 国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、危機対応等円滑化業務部等及び企画管理本部等をいいます。



7 内部監査

日本公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための部署として、監査部を設置しています。

監査部は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、日本公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行うとともに、代理店に対する監査も行っています。

監査にあたっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法

令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っています。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、また、内部監査の結果についても総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置がとられることになります。

このように、監査部による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、日本公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持が図られることになります。

◆内部統制基本方針

日本公庫は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めています。

内部統制基本方針

(主な議事内容)

(取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- 第1条 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。
- 2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。
 - 3 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
 - 4 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - 5 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - 6 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- 第2条 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。
- 2 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。
 - 3 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- 第3条 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - 3 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。
 - 4 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- 第4条 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。
- 2 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
 - 3 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

(業務の適正を確保するための内部監査体制)

- 第5条 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。
- 2 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
 - 3 監査部は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
 - 4 監査部は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
 - 5 監査部は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

第6条 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項)

第7条 公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第8条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

- 2 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

- 2 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- 4 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに監査部に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

内部管理上の重点分野

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。

1 コンプライアンス

日本公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しています。

(1) コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しています。

(2) 内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを公庫内及び弁護士事務所に設置しています。

(3) 反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、日本公庫に対する公共の信頼を維持し、公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。

(4) インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しています。

2 リスク管理

日本公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っています。

▼ 管理対象リスク

管理対象リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含みます。）の価値が減少または消失し、損失を被るリスク
信用保険引受リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含みます。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結することその他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

3 情報資産の保存及び管理

日本公庫ではセキュリティポリシーを定め、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うための態勢を整備しています。また、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の規定に基づき、文書の管理を適切に行っています。

セキュリティポリシー

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって公庫の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱い・管理・保護・維持を行います。

1 基本理念

公庫は、関係法令及び関連規定の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。

- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
- (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討したうえで、付与すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施にあたっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
 - イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
 - ロ 必要かつ十分で、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

2 情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点から分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

3 情報資産の管理体制

情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

4 個人情報の保護

公庫は、プライバシーポリシーを定め、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

5 情報セキュリティに関する教育

公庫は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規定の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないよう、業務に応じた必要な時期に必要な教育を行います。

6 業務の外部委託

公庫は、業務の委託等により、公庫の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

7 情報セキュリティ事故への対応

公庫は、個人情報または顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。

8 評価・見直し

本ポリシーは、関係する法令の制定または改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化及び組織、業務内容等の変更、公庫の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、評価・見直しを行います。

以上

4 緊急時対策その他の危機管理

日本公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しています。

5 お客さまサービスの向上

日本公庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めてまいります。

顧客保護等管理方針

- 1 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得るべき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。
 - 2 公庫は、お客さまへの取引や商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
 - 3 公庫は、お客さまからの相談等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応してまいります。
 - 4 公庫は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
 - 5 公庫は、公庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。
- ※ 本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。
- ①公庫の業務を利用していただいている方
 - ②公庫の業務を利用されていた方
 - ③公庫の業務の利用を検討されている方
- ※ 公庫においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号)第11条及び公庫が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

6 職場環境の向上

日本公庫は業務運営の向上を図るため、職場環境向上部会を設置し、職場環境の改善に向けて取り組んでいます。同部会では定期的に職員の職場環境に対する評価を

幅広く吸い上げ、その結果を踏まえて具体的な対策等を検討し、職場環境の改善に結びつけていきます。

女性活躍の推進

女性職員が能力を最大限に発揮して継続して活躍できる職場を実現し、公庫の組織能力の強化に取り組んでいます。

1 女性職員のキャリア開発支援

女性職員の早期育成を目的に、女性管理職比率の数値目標（2018年4月1日時点で5%）を設定し、目標達成に向けて、女性管理職候補者育成プログラム「プロジェクト Challenge !!」や事務職から業務職へのステップアップ制度等を運営しています。また、女性職員のキャリア形成

に関する動機付けを目的として、有識者を招聘した講演会、女性職員間でのディスカッション「チアアップ!ミーティング」、将来のキャリアを考える「キャリアビジョン研修」などの開催を行っています。

2 両立支援

日本公庫は、次世代育成支援対策推進法に基づく認定事業主として認められ、平成22年11月に認定マーク「くるみん」を取得し、第二次行動計画（平成22年10月から平成25年3月）に基づいて、両立支援の取組みを推進しています。具体的には、育児休業者の円滑な職場復帰を実現するために、休業中においても職場とのつながりを持続できる「育児休業者復帰支援ツール」の運用や育児休業者同士の情報交換会、先輩ママによるパネルディスカッションなどを取り入れた「育児休業者職場復帰フォーラム」の開催などを行っています。



認定マーク「くるみん」

3 意識啓発

女性活躍推進の効果を一段と発揮するため、職場単位で啓発活動を行うことを目的として、10支店（札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の各支店）に設置した「地域版女性活躍推進委員会」を中心に、全支店において、自発的な活動を推進しています。



「くるみん」周知ポスター

職場環境の向上

職場環境向上に資する課題を検討し、職員のワークライフ・マネジメント^(注)実現に向けた取り組みを行っています。

(注)ワークライフ・マネジメントとは、「仕事と生活における役割責任を果たしながら、双方の充実を目指して自分の意志で自分の働き方・生き方を積極的にマネジメントする」ことです。

1 職員意識調査の実施

職員の職場環境等に対する評価や意識を明確にし、職場環境の向上に資する対策について企画立案・実施することを目的に、年に一度、全職員を対象に意識調査を行っています。本調査によって得られた、職員の意見や評価等を職場環境の改善に積極的に役立てています。

2 なかよしファミリーデー（家族の職場参観日）の開催

なかよしファミリーデー（家族の職場参観日）は、職場の上司・同僚が互いに家族の存在を改めて意識することで相互理解を深め、より働きやすい職場環境の実現を目指し実施しています。

日本公庫は、こうした取り組みを通じて、職員のワークライフ・マネジメントの実現や働きやすい職場環境づくりを推進しています。

3 ノー残業デーの実施

ワークライフ・マネジメント推進の一環として、ノー残業デーを実施しています。これにより、職場全体での業務の効率化や職員一人ひとりのメリハリのある働き方の実践を推進しています。



なかよしファミリーデー（家族の職場参観日）の様子

個人情報の保護

日本公庫では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法制のもと、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しています。

プライバシーポリシー

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）では、お客さまの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報の重要性を深く認識し、お客さまの個人情報を適正に取扱い、保護することが公庫のお客さまに対する責務であると考えています。

公庫では、お客さまの個人情報を保護するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独法等個人情報保護法」といいます。）、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

1 個人情報の取得

公庫は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

なお、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ公庫の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

2 個人情報の利用

公庫は、取得するお客さまに関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

事業共通

- 1 お客さまご本人さまの確認（融資制度等をご利用いただく資格、要件等の確認を含みます。）
- 2 ご融資のお申込の受付、ご融資の判断及びご融資後・お取引終了後の管理
- 3 ご契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- 4 アンケートの実施等による調査・研究、参考情報の提供
- 5 ご質問・お問合せ、公庫からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応

国民生活事業

- ① 融資制度等のご案内のためのダイレクトメール等の発送等^{（注）}

（注）お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店（国民生活事業）にお申し出いただければ、停止いたします。

- ② 次表に掲げるお客さまの情報の提供先への提供

提供するお客さまの情報	提供先
ア 経営改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会
イ 生活衛生改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	都道府県生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センター
ウ 教育貸付制度をお申込みのお客さま	個人情報情報機関
エ 恩給・共済年金担保貸付制度をお申込みのお客さま	恩給等の裁定庁
オ 公益財団法人教育資金融資保証基金に債務保証をお申込みのお客さま（教育貸付制度のみ）	公益財団法人教育資金融資保証基金
カ 団体信用生命保険をお申込みのお客さま	財団法人公庫団信サービス協会
キ 信用保証協会付融資をお申込みのお客さま	都道府県信用保証協会

農林水産事業

- ① ご融資に必要な行政庁等の選認定手続、又はご融資に必要な行政庁等の確認書や意見書受領の手続
- ② 主務省及び監督官庁への報告等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供
- ③ データ分析等による、ご融資の判断に利用するための資料等の作成
- ④ 払込案内等の送付等、ご融資に関する情報の提供
- ⑤ アンケート等による調査・研究、ダイレクトメール等による参考情報の提供^{（注）}

（注）お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店（農林水産事業）にお申し出いただければ、停止いたします。

中小企業事業

- ① 信用保険の引き受け、保険金の支払い及び引き受け後の管理
- ② お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の経営支援に必要な情報の提供
- ③ お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の景況等の調査及びその公表
- ④ 融資制度の御案内又は御提案
- ⑤ 中小企業政策に対する評価及びその公表並びに新たな政策金融手法等の研究や開発

危機対応等円滑化業務部

- ① 損害担保の引受け、補償金の支払い及び事後管理
- ② 利子補給金の支給及び支給後の管理

3 個人情報の第三者提供

公庫は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 利用目的の範囲内で提供する場合
- (3) お客さまの事前の同意を得ている場合
- (4) 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合
- (5) 統計の作成又は学術研究の目的の場合
- (6) 明らかにお客さまの利益になる場合、その他個人情報を提供することについて特別な理由がある場合

4 業務委託

公庫の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が十分されていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

5 個人情報の管理

- (1) 公庫は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置及び安全対策を講じます。
- (2) 公庫は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
- (3) 公庫は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

6 個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、公庫が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等（以下「開示等」といいます。）を希望される場合は、独法等個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取扱います。

なお、独法等個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、最寄りの支店（取扱事業）にご相談ください。

7 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ

公庫におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、最寄りの支店（取扱事業）にご相談ください。

8 継続的な改善

公庫は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行っていきます。

以上

情報公開制度

日本公庫は、保有する情報の一層の公開を図り、諸活動を国民の皆さまに説明する責務を全うしてまいります。

公庫は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象機関として、開

示請求権制度のほか、情報提供制度により、ディスクロージャーの一層の推進に取り組んでおります。

なお、情報提供を行っている主な資料は、次表の通りです。

▼ 情報提供資料（主なもの）

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業報告	●各店舗に備置き ●国会図書館、都道府県、経済団体等に配付	6～9月
計算書類		
財産目録		
決算報告書		
監査役意見		
監査報告		
会計監査報告	●各店舗に備置き ●ご希望の方に配付	9月
ディスクロージャー誌（本誌）		
ホームページ	●インターネット上に開設 （アドレス http://www.jfc.go.jp/）	随時内容を更新
●業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載		
●電子公告		